

経済産業省生産動態統計調査における統一基準

平成 25 年 6 月
経済産業省大臣官房
調査統計グループ

1. 調査欄及び調査項目

(1) 製品欄

① 調査事項

事項については、品目別の生産活動を把握するために最低限必要な、以下の5事項を基本とするが、受注品については生産のみとするなど、調査品目の特性を考慮した調査事項とする。

- ・生産
- ・受入
- ・消費
- ・出荷
- ・在庫

② 内訳項目

生産内訳、消費内訳及び出荷内訳(販売内訳)は、原則として行政ニーズが高いものとする。ただしこのうち、調査品目や項目が詳細または多岐にわたっているものについては、一般統計調査への移行について検討する。

また、受入については、海外からの受入が多い品目について、「国内」と「国外」に分けることを原則とする。

③ 調査品目

調査品目については、業種や品目の特性を考慮して決められている直近の対象品目に基づいて、以下の方針で整理することとする。

なお、以下でいう「商品」は、工業統計調査用商品分類の商品であり、「品目」は、経済産業省生産動態統計調査の品目を指している。

- i 年間出荷額が 100 億円未満の商品は対象外とする。(工業統計調査商品分類と対応させることが困難な品目については、経済産業省生産動態統計調査の生産金額(生産金額の無い品目については販売金額)で評価する。)

ただし、同一工場内での消費数量が多い銑鉄、粗鋼、エチレンなどの商品(品目)については、その消費した金額を算出し年間出荷額に加える(以下同じ。)

なお、年間出荷額が 100 億円未満の商品であっても、他に 100 億円を超える類似商品がある場合や類似した複数の商品を統合して 100 億円を超える場合は、統合した商品を品目として採用することとする。

また、年間出荷額が 100 億円以上であっても急激な生産縮小が見られる商品については、品目としての統合又は削除を検討する。

- ii 年間出荷額が 100 億円以上の商品であっても秘匿処理が必要な商品については、類似商品と統合が可能なものは品目として統合し、それ以外は品目からの削除を検討する。
- iii 年間出荷額が 1,000 億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない商品であって調査が可能なものは品目として採用する。

また、近年、生産の伸びが著しい商品、注目度が高く今後の伸びが期待される商品、あるいは行政上必要な商品は品目として採用する。

- iv 技術革新や製品の多様化等に伴い、製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じた品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。

また、日本標準産業分類の変更に対応した見直しも行うこととする。

(2) 原材料欄

原材料欄については、古紙など環境・リサイクル上業種横断的に使用される品目及び政策上特段の必要性が認められる品目について調査する。

(3) 労務欄

「従事者数」については、調査対象の調査範囲を確定するため継続することとし、部門区分については、記入者負担の軽減の観点から統合を検討する。

(4) 生産能力・設備欄

生産能力・設備については、鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数を作成するために必要なもの及び政策上特段の必要性が認められるものとする。

なお、生産指数に比べて生産能力指数及び稼働率指数の業種別代表率が低い(生産指数採用品目に比べて生産能力指数及び稼働率指数採用品目が少ない)業種を重点に、調査の可能性等の検討を行った上で拡充を図ることとする。

調査単位については、より実態を表す単位を採用する(設備調査から能力調査への切り替えも推進する)。

2. 対象範囲

調査対象が多く、調査効率が低下している調査については、記入者負担の軽減や業種の代表性等を考慮し対象範囲の見直しを行うこととする。

3. 調査票

調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。

また、動向把握の必要性が低くなった調査票(例えば、鉱工業指数に採用されている品目の無い調査票等)については、廃止を検討する。

4. 調査組織

調査業務の効率化の観点から、「調査組織」の見直しを行う。